

# 岐阜県公報

第千八百四十号  
平成十九年四月二十七日

(金曜日)

## 目次

### 告示

都市計画の変更

(都市政策課) 三三三<sup>ページ</sup>五

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 三三三五

可児市の区域内の町及び字の区域変更

(中濃振興局) 三三三六

### 公示

落札者等に関する公示

(税務課) 三三三六

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 三三三六

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 三三三七

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

(農地計画課) 三三三七

土地改良事業計画の変更同意

(同) 三三三七

基本測量の実施

(用地課) 三三三八

土地分類基本調査の実施

(都市政策課) 三三三八

土地改良区の定款の変更認可

(岐阜農林事務所) 三三三八

同

(西濃農林事務所) 三三三八

土地改良区役員の退任及び就任

(下呂農林事務所) 三三三九

同

(飛騨農林事務所) 三三三九

## 告示

岐阜県告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画道路

三・三・二号 国道248号線多治見バイパス

三・四・三号 金岡市之倉線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

岐阜県告示第三百八十七号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成十九年三月十六日から適用する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一中「中村タケノ(西濃総合庁舎内)」を削る。

岐阜県告示第三百八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、可児市の区域内の町及び字の区域を変更した旨可児市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する町	新たに画する町の区域に含まれる従前の町及び字
緑ヶ丘一丁目	大森字大畑の一部、緑ヶ丘二丁目の一部
緑ヶ丘二丁目	大森字大畑の一部

この処分は、平成十九年六月一日から効力を生ずる。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 揭示場

可茂総合庁舎及び可児市役所

二 揭示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 揭示期間

平成十九年四月二十七日から

同年五月十八日まで

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の内容及び数量 平成19年度血動機検査用器具製造業務(単価契約)

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成19年1月9日

4 落札者を決定した日 平成19年3月26日

5 落札者の氏名及び住所 岐阜県岐阜市丹区栄二丁目4番18号

株式会社 コフネット

取締役社長 竹田 肇

6 落札金額 27,721,193円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県血動機検査業務所

(2) 所在地 岐阜市日置江2648番地3

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成十九年四月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人円

三 代表者の氏名 加藤 安司

四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市寺河戸町一〇八七番地の一(リコシエ村

一F)

五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人あるいは障害がなくとも社

会生活を営む上で何らかの援助を必要とする人に対し、就労支援及び日常生活支援に関する事業を行い、一般企業に受け入れ可能な能力を育成すると共に、地域の中で暮らせる社会貢献に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年四月二十七日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年四月十二日

二 届出者の氏名又は名称

ヤマカ興産株式会社

三 建物の名称及び所在地

シテイプラザ多治見

多治見市住吉町三丁目十九番一 外

四 変更しようとする事項

開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後八時まで

但し年間三日間は午前九時から

（変更後）午前九時から午後九時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後八時三十分まで

但し年間三日間は午前八時三十分から

（変更後）午前八時三十分から午後九時三十分まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を輪之内町長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
輪之内本戸地区	輪之内町役場	平成一九・四・二七から 同五・三〇まで

土地改良事業計画の変更同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において読み替えて準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
中津川市	植苗木地区	平成一九・四・一八

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成十九年五月二十五日から

同二十年二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

土地分類基本調査の実施

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第二号に規定する土地分類  
基本調査を次のとおり実施するので、同法第七条の規定により公示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を実施する者の名称

岐阜県

二 調査地域

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通  
大臣の刊行した五万分の一地形図のうち次の図幅内の地域

妻籠及び下梨・白川村（ただし、各図幅とも岐阜県の区域に限る。）

三 調査期間

土地改良区の変更認可

平成十九年五月一日から平成二十年三月三十一日まで

四 国土調査として指定された年月日

平成十九年三月二十九日（下梨・白川村）

平成十九年三月二十九日（妻籠）

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土  
地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
岐阜市出屋敷土地改良区	平成一九・四・二七

土地改良区の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土  
地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
養老町祖父江土地改良区	平成一九・四・一六

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

垂井町土地改良区	土地改良区名	認可年月日
平成一九・四・一七		

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地区	平成一九・三・三	理事	今井義男	下呂市萩原町上呂	三三〇四番地
下呂市萩原町土地改良区			今村朝男	同	四〇六番地
			金子清司	同	一九三一番地
			西岡勝利	下呂市萩原町桜洞	九七一番地
			小林貞之	同	七三四番地
			今井力三	下呂市萩原町萩原	一〇八五番地二
			今井宏	同	七八三番地
			日下部勇	下呂市萩原町花池	二八番地
			今井知二	同	六〇七番地
			桂川祐次	上村	三四二番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地区 <td>平成一九・四・一</td> <td>理事</td> <td>今井義男</td> <td>下呂市萩原町上呂</td> <td>三三〇四番地</td>	平成一九・四・一	理事	今井義男	下呂市萩原町上呂	三三〇四番地
下呂市萩原町土地改良区			今村朝男	同	四〇六番地
			金子清司	同	一九三一番地
			黒木武男	下呂市萩原町桜洞	一四九番地三
			桂川明典	同	五一一番地
			今井力三	下呂市萩原町萩原	一〇八五番地二
			今井實	同	七四八番地二
			大前眞一郎	下呂市萩原町花池	二七三番地
			今井藤治	上村	一三五五番地
			中川盛之	同	八六番地
		監事	金子久司	下呂市萩原町上呂	一二七四番地
			今井武史	萩原	一二九四番地
			中川輝男	上村	一五二三番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土 改 良 区 名	退 任 日	役 名	氏 名	住 所
上野平土 地改良区	平成 一九・四・二五	理事 長	溝端 勤二	高山市松本町 一三九七番地一
		副 理 長	三島 長一	三福寺町 一四五五番地
		同	森下 友治	丹生川町新張 七二八番地
		同	今井 由夫	上野町 一〇二七番地二五
		同	桐山 良一	松本町 九九九番地一八
		同	沼津 義雄	丹生川町町方 二五二番地
		同	胡桃坂 和彦	本母町 二五〇番地
		同	熊崎 良雄	丹生川町新張二九五二番地一四三
		同	坂口 武士	上野町 一一三六番地二
		同	木村 勝	一〇六二番地二
		同	奥田 勇	高山市丹生川町新張 九五番地
		同	伊藤 鈴郎	一九五六番地三〇二
		同	二俣 真澄	一九九五番地二
		同	錦野 敏一	高山市丹生川町町方 三三七番地
		同	西 洋男	上野町 二四八番地
		同	平田 正仁	岡本町 四丁目二八一番地
		同	樋詰 建二	松本町 一九四八番地
		同	谷口 忠幸	一五五番地一
		同	岩島 芳喜	高山市丹生川町町方 五八一番地
		同	林本 清一	上野町 九三五番地
		同	井口 忠司	冬頭町 三三一番地

土 改 良 区 名	就 任 日	役 名	氏 名	住 所
上野平土 地改良区	平成 一九・四・二六	理事 長	溝端 勤二	高山市松本町 一三九七番地一
		副 理 長	熊崎 良雄	丹生川町新張二九五二番地一四三
		同	今井 由夫	上野町 一〇二七番地二五
		同	谷口 忠幸	松本町 一五五番地一
		同	桐山 良一	九九九番地一八
		同	中嶋 國彦	高山市昭和町 三丁目二〇二番地
		同	堤 幸一	丹生川町新張 八一七番地
		同	三ツ岩 竜次	上野町 一一六六番地
		同	奥田 重和	丹生川町町方 六五一番地
		同	増谷 龍介	新張一〇三八番地一
		同	梶井 敏春	上野町 一一一八番地
		同	塚本 大介	本母町 四六〇番地
		同	小鳥 長宣	三福寺町 二八七番地
		同	淵上 浩一	丹生川町新張 一二八番地二
		同	島尻 浩二	上野町 四〇一番地六
		同	平川 栄一	丹生川町町方 五六五番地
		同	伊藤 鈴郎	新張一九五六番地三〇二
		同	櫻本 茂男	町方 六一三番地一
		同	森下 一幸	上野町 九四〇番地
		同	中丸 雅裕	一一八二番地九〇
		同	西島 芳彦	冬頭町 五八五番地

平成十九年四月二十七日印刷  
平成十九年四月二十七日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
印刷所 岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)